

平成 28 年第 2 回定例会 防災警察常任委員会

平成 28 年 6 月 17 日

高橋(稔)委員

私の方からは、過日、我が党の亀井議員が本会議で警察本部長に丁寧に御答弁いただきましたストーカー対策について何点か伺ってまいりたいと思います。

まず、このストーカー規制法ですが、2000 年 11 月に施行されまして、埼玉県桶川市における女子大学生殺害事件が起源となって施行されたということです。そこで、ストーカー規制法は、どういう行為が処罰の対象、規制の対象になっていくのか教えてください。

生活安全総務課長

ストーカー規制法は、同一の者に対し、つきまとい等を反復して行った行為者に対して警告や禁止命令等の必要な措置を行うとともに、ストーカー行為の被害者等に対して援助の措置等を行い、被害の未然防止等を図ることを目的とした事項を定めております。

また、規制の対象となる行為は、特定の相手方に対する恋愛感情や、それが満たされなかったことに対する恨みの感情を充足する目的で、相手方やその親族等に対し、身辺につきまといたり、住居等へ押しかけたり、連続して電話をかけるなどの行為でございます。

高橋(稔)委員

先ほど治安状況の御報告を頂きましたが、ストーカー事案の取扱状況について再度確認させていただきたいと思います。

生活安全総務課長

平成 27 年中のストーカー事案の認知件数は 1,014 件となり、前年に比べて 103 件減少したところですが、2 年連続で 1,000 件を超えるなど、依然として高い水準で推移しております。

このうち、ストーカー規制法による検挙が 4 件で前年と比べて 4 件減少、援助が 84 件で 47 件の減少、警告が 89 件で 24 件の減少、禁止命令が 10 件で 3 件の減少となっております。また、他の法令を適用できる場合には、積極的に他の法令でも事件化を図っていくところでございます。

高橋(稔)委員

認知件数が 2 年連続で 1,000 件以上ということで、これが多いのかどうかということが非常に難しいところですが、被害者の大半が女性であろうかと思えますけれども、ストーカー規制法以外で事件化した事案については、どういったものがあるのか教えていただきたいと思います。

生活安全総務課長

平成 27 年中のストーカー規制法以外の他法令検挙につきましては 73 件で、前年と比べまして 3 件減少しております。主な罪種の内訳といたしましては、住居侵入罪が 25 件、脅迫罪が 8 件、傷害罪が 7 件などとなっております。

高橋(稔)委員

やはり、特に住居侵入罪が圧倒的に多いということがうかがえたわけですが、過日の東京の事案も住居侵入が見られたわけですね。このストーカー事案に対し

ましては、非常に所轄の方々が一生懸命頑張っておられて、交番等の警ら活動中でも、住居侵入やその他の法令の事案についても目を光らせていただいているかと思いますが、所轄や交番等を含めて、県警察全体での取組体制についてお伺いします。

生活安全総務課長

県警察では、ストーカー事案に係る情報を一括して集約し、適切な事態対処を行うため、生活安全総務課内に人身安全事態対処室を設置しております。また、警察署では、統括責任者として副署長、統括副責任者として刑事担当次長兼生活安全担当次長等を置き、対処体制を構築しております。

人身安全事態対処室では、夜間等であっても、危険性、切迫性のある事案については対処室員を早急に警察署へ派遣し、警察署と協力して事態対処に当たっているところでございます。

高橋(稔)委員

夜間にそういう体制を敷いているということを知らなかったもので、安全対処に気を付けていただいていることがよく分かりました。そして、こういったことは県民の方々に周知をするべきであると思っておりますので、ストーカー行為に対する県警察の取組の周知をしっかりと図っていただくよう要望しておきたいと思っております。

お話を伺っていますと、スピード感、事案を認知してからの対応の迅速性が今後のポイントとなってくると思ったのですが、ストーカー事案を認知した際の対応について確認させてください。

生活安全総務課長

県警察では、警察本部と警察署が、早期にそれぞれの事案の情報を共有いたします。

危険性や緊急性を判断した上で、各種法令の適用による積極的な事件化や、ストーカー規制法に基づく警告等の実施、被害者等の避難措置を講ずるなど、被害者等の安全を最優先に考えた組織的対応を行っております。

一方、直ちに法適用が困難な事案もございますので、そういった場合は被害者に対する防犯指導、あるいは行為者に対する口頭注意等を行いまして、被害の未然防止を図るため適時的確な対応を行っているところでございます。

高橋(稔)委員

ストーカー規制法第4条にある警告が、本県では89件発生しているということで、この件数が多いのか少ないのかなかなか分かりにくいので、この件数をどのように捉えればよいのか、また、この警告というものはどういうものなのか、分かる範囲で併せてお伺いします。

生活安全総務課長

昨年中の警告の89件は、前年に比べて減少しております。ただ、口頭注意等も行っており、そういったことで行為が止まればそれで済みますので、数字については多いか少ないかというのは、様々な議論があるかと思っております。

また、ストーカー規制法に基づく警告につきましても、警察本部長又は警察署長が書面により行為者に対し、自発的な意思によりつきまとい等の行為をやめるように求める行政指導でございまして。

高橋(稔)委員

この第4条の警告は、きちんと口頭注意をしたり、書面によって通知をしていかなければならなかったり、手続的に大変な部分もあるわけですが、警告に従わなかった場合はどのような対応をするのかお伺いします。

生活安全総務課長

ストーカー規制法に基づく警告に従わなかった場合には、直ちに被害者の意思を確認した上で、公安委員会による禁止命令の実施又は事件化を図るなどしまして、被害の拡大防止のための対応をとることとなります。

高橋(稔)委員

被害者の意思を確認するという事は、現状では親告罪ということになるわけで、そういうことを踏まえて第5条の禁止命令という段階に至るということですが、この禁止命令も、国家公安委員会規則で様々な事項を命ずることができるという規定になっておりますけども、これに従わない場合はどのように対応するのですか。

生活安全総務課長

禁止命令に従わなかった場合は、ストーカー規制法における禁止命令違反として検挙することになります。

高橋(稔)委員

この禁止命令は、何件くらいあったのでしょうか。

生活安全総務課長

昨年中は、禁止命令は10件ございました。

高橋(稔)委員

被害者保護ということが第一であり、その対策として様々な施策を行っていると思います。ストーカー規制法に、警察本部長等の援助等という項目もありますが、具体的に被害者等を保護するための対策をどのように講じているのか確認させてください。

生活安全総務課長

被害者等の安全確保を最優先とし、関係機関と連携したシェルターへの避難、住民基本台帳の閲覧防止のための手続、若しくは被害者宅等の警戒や防犯カメラの設置など、必要な援助を実施し、被害者等の安全確保を図っております。

高橋(稔)委員

警告、禁止命令、様々な援助の対応を行っていただいているのですが、やはり本県警察の対応と、加害者の犯罪行為に至るスピードとの食い違いによって、事案が深刻化してくるといったことが非常に懸念されるわけです。やはり、加害者の特徴や事案の深刻性といったものをしっかり捉えていただいて、適時適切な警告、禁止命令、様々な援助を講じていただくことが非常に重要であると思います。

昨今では、女性アイドルがSNS等で被害に遭うということで、自民党、公明党で、秋の臨時国会においてもSNSを対象にしたストーカー規制法の改正を考えているという報道が過日ありましたが、こういったことについて御見解をお持ちでしたら確認しておきたいと思います。

生活安全総務課長

ストーカー事案につきましては、それぞれの事案によって、危険性やスピード感の違いがあるものと認識しております。今後も引き続きまして、各種法令や制度の的確な運用を図りつつ、警察組織の総合力を発揮し、被害者等の安全確保を最優先とした取組を徹底してまいりたいと考えております。

高橋(稔)委員

亀井議員の質問でも、加害者支援、加害者カウンセリングに言及しまして警察本部長に御答弁いただいたわけですが、加害者に再犯をさせてはいけないという体制も当然必要であると思っております。是非、県警察におかれましても、この辺も前向きに取り組んでいただきたいということを要望しておきたいとともに、やはり被害者支援が一番大事なことだと思っておりますので、被害者においては厚い対応をお願いしておきたいと思っております。

また、これから新しい改正法で、非親告罪ということも視野にしているということが報じられておりましたので、県警察の初動を含めた様々な取組が極めて重要なものになってくるものと推測しており、是非その辺のところを御留意いただきたく要望しておきたいと思っております。

最後に平成28年熊本地震についてお伺いします。

熊本地震での御活動につきましては、大変に御苦労さまでした。広域緊急援助隊警備部隊や緊急災害警備隊、現地広報チームといったいろいろな部隊が活躍されましたが、それらの活動状況と部隊の特徴を教えてください。

安全防災局危機管理対策課長

まず、広域緊急援助隊警備部隊でございますが、この部隊は阪神・淡路大震災を教訓といたしまして、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に対応できる部隊として平成7年に設置された部隊でございます。この部隊の任務は、国内で大規模災害が発生した場合に、直ちに被災地に入りまして、主に救出救助ですとか、被災状況の把握などを行う部隊でございます。

次に、緊急災害警備隊でございますが、この部隊は東日本大震災を教訓といたしまして、平成24年に設置された部隊でございます。この隊の任務は、救出救助、行方不明者の捜索などのほか、被災県警察の要望等に応じて、パトロール活動などの幅広い活動を行う部隊でございます。

最後に、現地広報チームにつきましては、被災地において活動する救助部隊などの活動をより早く正確に広報すること、部隊活動を記録することを目的といたしまして本年3月に発足した部隊でございます。今回の派遣では、広報活動や部隊活動の記録のほかに、救助部隊の技術面でのサポートを行ったところでございます。

高橋(稔)委員

今回の熊本地震では、捜索現場においていろいろな手段で現地の対応に当たられたと思いますが、例えば特別な資機材を用いたとか、捜索現場での自衛隊との連携など、特徴的な活動状況があれば教えてください。

安全防災局危機管理対策課長

今回、警察本部の派遣部隊が活動したところにつきましては、土砂に埋もれた家屋からの救出救助という現場でございました。その現場において使用した

資機材といたしましては、家屋内を捜索するための伸縮式画像探査機や、土砂を排除するためのスコップ、金属バケツ、一輪車などといった原始的なものを活用いたしました。また、がれきの除去につきましては、火事場などで使うとび口、つるはしなども大変有効でした。

そして、他部門との連携でございますが、捜索現場では、現地調整所を設置いたしまして各部隊が集合し、それぞれの任務や活動エリアについての区割りをした上で、関係機関が総力を挙げて救出救助を行ったところでございます。具体的には、現場は大量のがれきで埋め尽くされておりましたので、初めに自衛隊などの大型重機で大きなものを取り除いた後に、細かい部分は各部隊が手作業で捜索を連携して行ったところでございます。

高橋(稔)委員

手作業ということになりますと、警察官の方々の人体に及ぼす影響が心配なのですが、内面的なこと、PTSDなどについても、日頃からしっかりと対処方法の訓練をしているとは思いますが、しっかりと留意していただきたいと思います。

また、緊急交通路の確保といった交通対策も、警察官の大事な任務として出てくるでしょうし、日頃からの訓練が大事になってくるのではないかと思います。そして、がれきの除去や被災者の救出となりますと、医療的な知識も身に付けておかなければならない場合もあるかと思いますが、職員の方には、日頃からのような研修をしていらっしゃるのかお伺いします。

安全防災局危機管理対策課長

県警察では、危機管理対策課におきまして、災害に関する基礎知識や、これに関する執務資料を定期的に発行しております。また、初動措置要領などの執務資料等も警察職員等に発行いたしまして知識の向上に努めております。

さらに、警察本部に全警察署の警備課員を集合させまして検討会を行ったり、警察学校に入校させて専科教養を実施しているところでございます。

高橋(稔)委員

警察組織は非常に大きな組織ですから、いろいろな情報を持っている方がたくさんいらっしゃると思います。そういった情報を使って、いざ発災した時に、初期対応を含めて無事に任務を遂行できるように訓練していただきたいと強く要望しておきます。

次に、今回の部隊派遣において、今後の教訓となることはどのようなことであつたのか確認させてください。

安全防災局危機管理対策課長

今回派遣された隊員の感想といたしましては、日頃から行っております取壊し予定の建物からの救出救助訓練、装備資機材操作訓練が現場で非常に有効であつたという声が挙がっております。したがって、今まで県警察として行っていた訓練が、問題なく非常に有効であることが立証されたというところでございます。

高橋(稔)委員

私からの質問を終わります。